

特許出願にかかる未成年者の保護について

日本知財学会 知財教育分科会

谷口 牧子（旭川工業高等専門学校）、片桐 昌直（大阪教育大学）、
木村 友久（山口大学）、世良 清（三重県立津商業高等学校）、
松岡 守（三重大学）、村松 浩幸（信州大学）

要 約

2016年5月9日、総理大臣官邸で知的財産戦略本部会合が開催され、「知的財産推進計画2016」が決定された。計画通りに施策が実行されることになれば、日本の知財教育もかなり進展することが予想される。知財推進計画2016立案のために、平成28年2月17日知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会産業財産権分野（第2回）において、知財教育タスクフォースが設置されることとなった。知財教育タスクフォースにおいて提言された内容や意見が、知財推進計画の人財育成や知財教育の部分に活かされたことは、知財教育分科会としても喜ばしいことである。知財推進計画が予定どおりに進むと、必然的に、就学者の特許出願が増加することが見込まれている。その際、今回の推進計画にも記載されているように、特許出願時における未成年者特有のプライバシーに関わる問題を、一日も早く解決しておく必要がある。日本の将来を担う若い人材のために、産業財産権に関する出願手続を行おうとする未成年者の保護を実現することは、今後の学校現場における知財教育を大きく進展させることに繋がっている。

目次

1. 知的財産推進計画2016の決定
2. 国内における知財教育の充実にむけて
3. 知財教育コンソーシアム（仮称）と地域コンソーシアム（仮称）の形成
4. 就学者による特許出願の現状
5. 知財教育推進に当たっての新たな課題（未成年者のプライバシーを如何に守るか）
6. 解決策として
7. 中国における知財教育の動向
8. むすびにかえて

1. 知的財産推進計画2016の決定

2016年5月9日、総理大臣官邸で知的財産戦略本部会合が開催され、「知的財産推進計画2016」が決定された。⁽¹⁾

昨年よりも、40日ほど早い決定である。知財推進計画2016立案のために、平成28年2月17日知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会産業財産権分野（第2回）において、知財教育タスクフォースが設置されることとなった。⁽²⁾ 知財教育タスクフォースにおいて提言された内容や意見が、知財推進計画の人財育成や知財教育の部分に活かされたことは、知財教育に携わっ

てきた組織として、非常に喜ばしいことである。

知財立国宣言が出され以降、内閣官房に設置された知財戦略推進事務局の下で、毎年知財推進計画が公表されているが、知財教育に関して、これほど具体的な内容に踏み込んだ知財推進計画の策定は初めてのことであろう。⁽³⁾

「知的財産推進計画2016」の「第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透」の「1. 知財教育・知財人材育成の充実」で、(1) 現状と課題において、知財教育の現状と現在の課題に言及し、(2) 今後取り組むべき施策が盛り込まれている。

2. 国内における知財教育の充実にむけて

知財教育分科会では、知財教育の展開としては、次に述べることが、従来から知財人材を育成する際に必要だと考えている内容である⁽⁴⁾。

①学校教育における、児童・生徒・学生に対する知財教育の充実

少子高齢化が進む中、次代を担う世代に、強く生きるための力を備えてもらうために、知財教育は有効である。特許庁や独立行政法人工業所有権情報・研修

(INPIT) 等の支援により、専門高校や高等専門学校における知財教育は、かなり広がっていると判断できるが⁽⁵⁾、普通科高校における知財教育実施の進捗状況が、国内全体で芳しくないのも事実である。

INPIT には、専門高校及び高等専門学校での知財教育に対する 15 年以上に渡る支援の実績がある。

実践例は、毎年、報告書によって報告されているが、同報告書に掲載されている実践例に対して分析検討を加え、論文等が執筆されたことはない。今後の、研究成果の公表が俟たれるところである。圧倒的多数を占める普通科高校における知財教育実践にも大いに裨益するものとなるであろう。

②学校現場で知財教育を行うことのできる教員の数の確保と質の保障

新学習指導要領には知財教育が盛り込まれてはいるが、教育現場において実際に知財を指導できる教員は僅かである。学校現場における知財教育の充実のためには、早急に、大学の教員養成課程に知財を学べる科目を、必修で設定する必要性があろう。また、現職教員に対する知財教育を実施するための研修も必要である。国内において教員免許状更新講習において、知財が必修領域に組み込まれるのが理想である。

③知財基層人材である全ての国民に対する知財教育の実施

現在、社会で活躍している大部分の人々は、学校教育において知財に関わる本格的な教育を受ける機会に恵まれてこなかった。そのため、知財に関する知識の無いままに、著作権や特許権を侵害している例が後を絶たないのは周知のとおりである。

市町村の自治体主導による公開講座や、各町内会やカルチュア・センター主催で、特許や著作権について気軽に学べる機会を用意する必要がある。日本弁理士会や発明協会等の知財に精通した組織等に御協力いただき、市民レベルで気軽に知財を学べる機会ができれば、個人による罪の意識のほとんど無い複製等の知財侵害が遙減して行くと思われる。

3. 知財教育コンソーシアム（仮称）と地域コンソーシアム（仮称）の形成

知財推進計画 2016においては、知財教育推進のための新たな組織の構築が盛り込まれ、「地域・社会と協働した学習支援体制の構築」として、知財教育コンソーシアム（仮称）と地域コンソーシアム（仮称）の

形成が述べられている。⁽⁶⁾

・地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するため、関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」を 2016 年度中に構築する。（短期・中期）（内閣府、文部科学省、関係府省）。知財教育推進コンソーシアム（仮称）を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周知する。（短期・中期）（内閣府、経済産業省、文部科学省）。また、（地域コンソーシアム（仮称）の形成）・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム（仮称）」の構築を促進する。（短期・中期）（内閣府、文部科学省、関係府省）。となっており、両コンソーシアムが順調に形成されれば、国内における知財教育の普及が一気に進むと思われる。

4. 就学者による特許出願の現状

知財推進計画 2016 が、計画どおりに進行すると知財教育が加速度的に進行することが予測される。そうなれば、知財教育の進展に伴って、就学者の特許出願による特許出願、換言すれば、未成年者による特許出願の増加が十分に見込まれる。

今後、各学校で知財教育を受けて、特許出願を行うことになる若い世代の大半は、小学校から高校・高専・大学まで、未成年者である。

成年年齢を規定した一般法である民法の規定には、その第 4 条に、「年齢二十歳をもって、成年とする。」と規定され、未成年者の法律行為については、第 5 条第 1 項により、未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」と規定されている。この民法の規定を受けて、現行特許法第 7 条第 1 項には、未成年者、成年被後見人等の手続をする能力についての規定が設けられており、「未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。」と定められている。⁽⁷⁾

すなわち、未成年者が特許出願する場合、婚姻して

成年擬制を受けていない限り、法定代理人の同意がなければ、未成年者が単独で、産業財産権に関する出願をすることは出来ないということになる。

5. 知財教育推進に当たっての新たな課題（未成年者のプライバシーを如何に守るか）

現行法の規定では、成年・未成年に拘わらず、出願者が誰であっても、出願後一定期間を経て特許公報に公開され、ネット上に公開される。特許情報プラットフォームには、発明者や出願に関する多くの情報が公開されることとなる。その際に、未成年者特有の問題が生じる。

未成年者が出願する場合、出願公開される際に、未成年者である発明者や権利者と共に、法定代理人の氏名が掲載される。多くの場合、未成年者の法定代理人は、親権者である親である。未成年者の氏名と共に、親の氏名も登載されて公開されることになる。合せて、PDFファイルや経過情報等の詳細記録には、現住所も記載され、公開されている。

未成年者の出願の場合には、出願書類の公開によって、成年出願者には絶対に生じることのない、親子関係と未成年者の住所が、白日の下にさらされることとなる。これが、現行の出願公開システムである。

未成年者の出願書類には、両親が婚姻中か、あるいは何らかの事情によって婚姻が解消されているか、最初からシングルなのかを憶測させるような文言が登載されている。

両親が婚姻を継続している場合は、日本民法第八百一十八条第3項本文「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」の規定に従って、共同親権を行うことが定められている。共同親権が行使されるため、法定代理人（親権者）2名（父母）の氏名が記載される。

家族の事情によっては、法定代理人（親権者）の記載が1名の場合もある。離婚又は認知の場合の親権者の規定を定めた民法第八百十九条第1項には、父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。とあり、同第2項 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。同第3項 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。同第4項 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行

う。と規定されている。要するに、法定代理人の記載が、父または母のどちらか一方である場合には、どちらかの親と死別した場合、両親が離婚した場合には、法定代理人の記載が、父親か母親1名分となる。

日本の現行法のシステムでは、夫婦が離婚する際に、未成年子がいる場合は、父親または母親のどちらか一方だけを、親権者として指定することになっている。要するに、特許等の出願書類に、親権者の記載が1名分である時には、どちらかの親と死別したのか、あるいは、両親が離婚したのか、はたまた他に事情があるのか等の憶測を、当該出願書類に目を通す人々に對して抱かせるのに十分な材料を与えることになっているのである。

日本の現行家族法の規定が、離婚の際、夫婦の間に未成年子がいる場合、夫（未成年者の父）、妻（未成年者の母）のどちらか一方のみを親権者と指定するよう規定している以上、特許公報等に、法定代理人である親権者の記載が1名であるか2名であるかは、結果として、本来の特許出願とは直接関わりのない、未成年者のプライバシーを公表することにつながっている。その一方で、成年が出願人や権利者の場合には、出願書類の公表とともに、プライバシーの最たるものである家族関係が明白になることはない。

現行の産業財産権の出願制度は、本来、法によって手厚く保護されるべき未成年者が、そのプライバシーを、出願によって、ネット上にさらけ出さなければならないようになっているのが現状である。

特許法第64条には、出願公開について、「特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第1項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 特許出願の番号及び年月日 三 発明者の氏名及び住所又は居所・・・」と規定されている。

出願の際に、法定代理人が関与することは、他の制度との調和を考える意味で、全く不要なものであるとはいえないとしても、知財教育の重要な目的である知

財創出入材の育成のためには、未成年者のプライバシー尊重との比較考量の上で、その軽重を判断する必要があろう。

出願手続の際には、法定代理人の特定だけが重要であり、その間の事情を公表することによって、結果として未成年者のプライバシーを害する結果を伴う措置については、回避すべきではないのか。すなわち、公表せずに原簿の記載にとどめる等の対策が必要であろう。

家族法の立法趣旨にしたがい、出願に関わる未成年者保護のシステム作りが急務である。このことにより、青少年を対象とした知的財産教育や知財人材育成という国家政策に副うこととなり、未成年者の出願に伴う困惑を払拭することになるものと考える。

知財推進計画 2016においては、この問題についても言及しており、できるだけ早期に、問題の解決が図られることが望まれる。⁽⁸⁾

6. 解決策として

①家族法の改正による対応

婚姻に際して、夫婦が別姓を選択できるようになり、かつ離婚後も共同親権を行使することが可能になれば、出願人である発明者が未成年者であったとしても、公開された一連の出願書類を見て、他人に、あらぬ憶測を抱かせなくて済むような処理が可能となる。夫婦が同姓を名乗り、離婚の際には、夫か妻のどちらかしか親権者に指定できない現行家族法の下では、特許等の出願後に、未成年者のプライバシーを守ることは困難である。日本の婚姻後の氏について、夫婦別姓を採用し、離婚後も共同親権を行使することになれば、出願時における未成年者のプライバシーがあからさまになる問題は、いくぶん遁滅されることになるだろう。

しかしながら、どちらにしても、成年に達している出願者に生じない問題が未成年者に生じる以上、夫婦別姓を採用し、離婚後も共同親権を行使することに制度改正を行ったとしても、出願時における問題の抜本的な解決にはならない。特許法を改正することなく、手続の処理における実務のうえで、いくらでも工夫できると思われる。

いずれにしても、未成年者を保護しなければならないのは大人たちの責務であり、知的財産のプロフェッショナルたちに課せられた大きな問題である。大人と

して、この問題を根本的に解決する義務が、知財に携わる人々に課せられている。

②「知財創出入材の人格権」の形成

特許は、周知のとおり、官庁の行う行政行為の一つであり（法律行為的行政行為のうちの設権行為）、特許法に基づいて国家によって設定された期限付の財産権である。特許という行政行為によって設定された権利ではあるが、財産権となるため、権利が存続する期間中は、その譲渡・売買等については、民法の財産法の規定も適用されることになる。特許は、著作権とは異なり、財産権の保護に重点が置かれている。そのためには、人格権的なアプローチで発明者を保護しているとは言い難い。氏名等を公表する発明者名誉権だけで、この問題を解決することは不可能である。したがって、発明者の人格権を明文で定めて、その保護を図ることが必要となろう。

特許法第1条 「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」と著作権法の目的が規定されている著作権法第1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り（下線部筆者）、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

著作権法の規定には明確に、著作権者の権利保護が規定されているが、特許法の目的は、発明の奨励と産業発展である。

商取引を優先させると、未成年者のプライバシーが侵害される可能性が生じる。

特許についても、発明者、要するに、「知財創出入材の人格権」について、議論する時代になってきたのではないだろうか。

事件番号 平成17年(ワ)第8359号 損害賠償請求事件（平成19年3月23日判決 東京地方裁判所）判決理由の中に、「(ア) 発明者名誉権について、特許法上の規定はないが、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）4条の3は、「発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。」旨規定している。特許法26条は、「特許に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」としていることから、パリ条約4条の3は、我が国において直接適用されることになる。」

また、特許法においても、①特許権の設定登録があったときに、特許庁長官が特許権者に特許証を交付すること(28条1項)、及び特許証には発明者の氏名を記載しなければならないこと(同法施行規則66条4号)、②特許を受けようとする者が特許出願に際して提出する願書に発明者の氏名及び住所又は居所を記載すること(36条1項2号)、③発明者の氏名を出願公開の特許公報の掲載事項としたこと(64条2項3号)、④発明者の氏名を特許公報の掲載事項としたこと(66条3項3号)といった規定が存在しており、これらは、発明者が発明者名誉権を有することを前提とし、これを具体化した規定であると理解される。

したがって、発明者は、発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名誉権を取得するものと解される。

発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名誉権を取得するものと解される。」とされているが、発明者名誉権の論理だけでは、未成年者的人権保護の確立は、やはり困難であろう。

7. 中国における知財教育の動向

ここで、比較の意味で、中国における国家レベルでの知財教育の取組に触れておく。中国では、第十八期中国共産党中央委員会第四回全体会議における「中国共産党中央委員会の指導のもと、国家知的財産権戦略行動計画による全国小中学校知的財産権教育試行モデル事業法案（全国中小学知识产权教育试点工作方案（试行））に基づき、国家知識産権局から通知が出され、国家政策として、2015年度末に、全国の小中学校30校から、知財教育の実践モデル校を30校指定し、本格的な知財教育が展開されることになった。2020年までに、国家レベルで100校のモデル校を指定し、省級レベルでも1000校を選抜して本格的な知財教育を推進しようしている。一気に、知財教育を啓発・普及・進展させようと、国家を挙げて、本格的に始動したのである。15年にわたる専門高校と高専に対する助成は、あくまでも参考の任意であるため、中国の知財教育は加速しそうである。⁽⁹⁾

全国中小学知识产权教育试点工作方案（试行）の三、目標与步骤に、2020年までに、知的財産権教育事業が体系的比較的に完備され、知的財産権教育事業の規範化と制度化が進み知的財産権教育の効果が顕著

な全国知的財産権教育モデル校を100校にすることを達成する。2015年から2018年にかけては、毎年、管轄機関が全国知的財産権教育試行校を30校から50校、評価して報告する。2017年から2020年にかけては、毎年、試行から満2年を経過した学校の中から25校を選定し、全国知的財産権教育モデル校とする。モデル校の選定からもれた試行校は、さらに2020年まで試行校であることを、そのまま継続するものとする。（「到2020年，在全国建成100所知识产权教育工作体系较为完善，知识产权教育工作规范化，制度化，知识产权教育成效明显的“全国知识产权教育示范学校”。2015年至2018年，每年组织申报评定“全国知识产权教育试点学校”30至50所。2017年至2020年，每年从试点满两年的学校中评定出25所“全国知识产权教育示范学校”。没有进入示范的试点学校在2020年前将继续进行试点。」とある。）

中国の場合、何よりも、小・中学校における知財教育に関する施策と実践例が、リアルタイムで中国知識産権局のHP上に公開されていることが大きい。現時点では、日本は、知財教育実践の面でも、大きく水を開けられている感が拭えない。中国の知財教育推進過程のPR方法には、我々も学ぶところが大きい。

8. むすびにかえて

知財先進国として、アジア諸国の模範となるべき我が国の将来を担う未成年者の保護を実現することが、今後の学校現場における知財教育の進捗状況を大きく左右であろうことは想像に難くない。

日本の未来を担う子どもたちのために、今後進展して行くことが予想される知財教育推進のために、何よりも、若年の知財創出人材保護のため、早急に、先賢諸氏の知恵と見識を結集させて、出願時における未成年者保護問題に取り組んでいただきたい。我々知財教育分科会も全国行脚を行っている知財教育研究会での活動を中心に、さらに議論を深め、積極的に、この問題に対する具体的な提言を行うつもりである。具体的な方策の提示については他日を期したい。

注

- (1) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/> 知財推進計画2016の本文<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>
- (2) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensh>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_o_hyoka_kikaku/2016/sangyo_zaisan/dai2/gijisidai.html 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会知財教育タスクフォースは、平成27年度末までに2回開催された。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_o_hyoka_kikaku/2016/kyouiku/dai1/gijisidai.html

(3) 「知財推進計画2016」本文 23~27頁、(附表)「知財推進計画2016」工程表 20~23頁

(4) 例えば、日本知財学会知財教育分科会編集委員会編『知財教育の実践と理論』(白桃書房)2013年 参照

(5) 明日の産業人材のための知財学習支援としてINPITが実施している平成28年度の「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」には、専門高校及び高等専門学校合わせて76校が採用されている。

(6) 「知財推進計画2016」本文 26頁、(附表)「知財推進計画2016」工程表 22頁

(7) 親権の概念は、各国の法制度によって大きく異なっている。大陸法系諸国には、包括的な親権という概念が存在するが、

英米法系諸国には、包括的な親権という概念がそもそも存在しない。身上監護・法定代理・養育等、必要がある場合に、その都度、子の福祉に適った大人を選任することになる。また、日本では、不平等条約下の明治時代に、「親権」と翻訳したが、その実質的な内容は、未成年子に対する親の責任を表している。「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」(一般財団法人比較法研究センター)(平成26年12月)には、比較法的に、親権の概念について言及している論文が複数掲載されている。

(8) 「知財推進計画2016」本文 27頁、(附表)「知財推進計画2016」工程表 23頁

(9) 将建百所中小学知识产权示范校

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/zxhd/qgzxxzscqjy/tzyw/201604/t20160429_1266718.html

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/zxhd/qgzxxzscqjy/sdxxmd/201512/t20151224_1221379.html

(原稿受領 2016.6.3)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 須山英明、本田淳
記

応募資格 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。

掲載 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。

テーマ 知的財産に関するもの
字数 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。

応募予告 メール又はFAXにて応募予告をしてください。

①論文の題名（仮題可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと

論文送付先 日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当

TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706

E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

掲載基準 <http://www.jpaa.or.jp/?p=9390>

選考方法 会誌編集部にて審査いたします。

審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。